

議事日程第3号

平成26年3月11日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 13件

議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について

議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について

議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊公夫 副町長 瀬瀬久美

教 育 長 高 木 俊 朗
民 生 部 長 田 中 康 文
企 画 調 整 葛 西 孝 啓
担 当 参 事
企 画 課 長 山 田 徹
税 務 課 長 佐 久 間 英 明
保 險 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦
農 林 課 長 田 中 宣 行
建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治

総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
建 設 部 長 奥 村 悟
総 務 課 長 寺 本 公 行
ま ち づ くり 課 長 須 田 和 男
住 民 環 境 課 長 小 木 曾 昌 文
福 祉 課 長 若 尾 要 司
上 下 水 道 課 長 亀 井 孝 年
会 計 管 理 者 田 中 秀 典
生 涯 学 習 課 長 水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局
書 記 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 大沢まり子さん、10番 岡本隆子さんの2名を指名します。

議案の委員会付託

議長（加藤保郎君）

日程第2、議案の委員会付託を行います。

お諮りします。本定例会に付議されています議案第2号から議案第7号及び議案第14号から議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第23号の合わせて13件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

予算書88ページ、主要施策5ページにあります上之郷地域活性化事業（防災コミュニティセンター建設）についてですが、まずこれに入ります前に、町長の施政方針の中で、御嵩町地域防災計画の修正作業を24、25年度にわたり行い、その改定版が完成いたしましたというふうにおっしゃってみえますので、この地域防災計画をお示しいただかないと、防災コミュニティ

ーセンターについての議論ができないんじゃないかと思うんですが、その防災計画を出していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに地域防災計画の改定作業は終了しました。ただ、所管部署、4月からの課の組織変更がございますので、その修正作業が現在まだ終わっておりませんので、それが終わり次第、議会の皆様に提示したいというふうに考えておりますので、申しわけありませんけれども、きょう時点での提示はちょっと無理ですので、よろしく御理解をお願いします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

同じ消防費、防災費の委託料、設計委託の1,998万円ですけれども、主要施策の概要のほうに上之郷地域活性化事業とありまして、消防費、防災費で上げるものとして、そういう事業に充てるというところがちょっと違和感を感じたわけなんですけど、財源として、ふるさとふれあい振興基金から充てられておりますが、処分理由として(1)から(4)までありますけれども、それが消防費、防災費として充てるのに、適当な処分理由というものが見当たらないと思うんですが、そのところをちょっと解説していただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

質問の論点といたしましては2点あるかと思います。まず、なぜ地域活性化事業という名称でもって防災費に計上しているのかというのがまず1点。2点目につきましては、財源として、ふるさとふれあい振興基金を取り崩しているけれども、その是非について、この2点だと思います。

それでは、まず1点目につきましてお答えさせていただきます。

上之郷地域活性化事業につきましては、昨年11月、上之郷公民館において行いました町政懇談会の場で、議員の皆様、さらには地域住民の方を前に、私が現時点での構想という形で話

をさせていただきました。その折、非常時は防災センター、平常時はコミュニティーセンターとしての機能を持つ複合施設をつくるという内容でお話をさせていただきました。

東日本大震災を見て思うことは、災害時において人であるボランティア、物である支援物資、これらの受け入れをスムーズに行うことがいかに重要かということが思われます。こういった場合、御嵩町には、現在、これらの機能を十分に満たす施設はありません。先ほどの岡本議員の指摘にもありましたけれども、地域防災計画につきましては、将来的にはこれを解消するというようなことで、防災計画にうたっているわけであります。

そういった中、上之郷地区に防災複合施設ということなんですけれども、施設の選定につきましては、いわゆる亜炭鉱による落盤のおそれがないことがまず第1点、2点目につきましては、中央自動車道の土岐インターより近いという、この2点をもって、上之郷地区において地域活性化としての複合施設を建てるという構想であります。

したがいまして、施設建設の一番の目的は防災センターの建設であり、そのために防災費に計上しているわけであります。ただし、災害のない平常時においては、施設の有効活用を図るということもありますので、コミュニティーセンターの機能をあわせ持つということも考えております。

以上の点で、防災費に計上していることを御理解していただきたいと思えます。

2点目でございますけれども、財源として、全額ふるさとふれあい振興基金を取り崩しているけど、これはどうかという御質問でございますけれども、確かにふるさとふれあい振興基金の設置目的、ここにしっかりとうたっておりますけれども、町の活性化を推進し、愛郷心の醸成を図る事業に充てるためとあります。そして、処分事由として1号から4号まで4つ上げておまして、まず1号といたしましては、いわゆるまちづくり課が所管するイベント、さらには農林課が管理するみたけの森の事業などに充てるということが例示されています。そして最後、第4号におきまして、設置目的、いわゆるこの基金の設置目的に沿う事業として、特に町長が必要と認める事業としてということをやっています。今回の上之郷地域活性化事業、これがいわゆる基金の設置目的に該当するという考えで、予算措置として基金を充当した次第でございます。

先ほど、施設建設の一番の目的が防災であると答弁させていただきました。地域の活性化を図るためには、まず何よりも先に住民の安全・安心を図ること、これが防災が重要であるという認識であります。

最後に、平成19年度決算において、参考でございますけれども、消防団の訓練服を更新する際の財源としてふるさとふれあい振興基金を取り崩している実績がありますので、それも申し添えて私の答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほど、お願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

それで、設置目的として、活性化及び魅力あるまちづくりを推進し、心の触れ合いを大切に、愛郷心の醸成を図る事業の財源に充てるためというものがありますが、前例を挙げて、総務課でこのふるさとふれあい振興基金を活用した例があるということをおっしゃいましたが、総務課の事務分掌として1から31まで上げられているわけです。じゃあこの設置目的が総務課の事務分掌の中に記載されていなければいけないと思いますが、それについては1から31までのうちのどれに該当するか、お答え願いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

ただいまの、事務分掌のどこに該当するかということでございます。

先ほども言いましたように、防災センターが第一義的な施設として考えております。ひいては地域活性化につながるということをおっしゃってくださいました。防災でございますので、総務課の事務分掌を見ていただきますと、防災に関することということがありますので、それに該当しているというふうに考えております。なお、事務分掌に載っている、載っていないというところもございませうけれども、いわゆる地域活性化という点から申せば、総務課に限らず道路行政としての地域活性化、子育て支援としての地域活性化といったように、全ての課がやる事業、施策というのが全て地域活性化につながると思っておりますので、今回の件につきましては、総務課のほうで所管をして、施設建設を進めていきたいというふうに思っております。お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

そのほか。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

同じく、上之郷の防災コミュニティセンターについてですが、今回の予算の1,998万の中には基本設計、実施設計、駐車場の設計とか、児童公園の設計が含まれているというふうにお伺いしましたが、実施設計をする前に、地域の住民の皆さんや議会の皆さんのお話を聞くという事は聞いておりますが、これは実施設計ではなく基本設計の前に、どのようなコンセプト

でこの建物をつくるのかという、その部分について、先に地域住民の声なども聞いておかなければいけないと思うので、皆さんのお声を聞くというのは実施設計の前ではなく、基本設計の前に実行していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

また繰り返しの答弁になるかと思いますが、昨年の11月の町政懇談会の折に、現時点での構想として、平常時はこういった機能、災害時はこういった機能を考えていると。これについて、御意見がありますればいろいろ承ることも当然やぶさかではないというふうに答えております。現時点では意見は承っておりませんが、執行部といたしましては、地域住民、議員の皆様、全ての声を聞く耳は絶えず持っております。まずは、そういう構想の段階を昨年11月に説明した上で、それを踏まえて、構想から具体的な計画に移るための設計費として予算に上げたわけです。設計を進めていく段階で、コンセプトとしては、町政懇談会で言った災害時の機能、平常時の機能、これをコンセプトをもってプロポーザル形式でまず発注をしたいと思います。発注をした段階でまず基本設計をつくります。いわゆる施設の機能としてどういうものが必要なのか、要るものがあればその配置、面積等を決めていくわけです。それを終えることによって基本設計を固め、その時点で基本設計を地域住民の皆さん、さらには議員の皆様へ提示をして、意見をいただいた上で次の段階、詳細設計に入りたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

構想を説明した時点で、町民からの声が上がってこなかったというようなことだったと思うんですが、その懇談会の折に町民の方が言われたことは、声を届けてくれと言われても多分届かない、声を聞く方策を考えてほしいということも懇談会の折に言われております。なので、町のほうとしては、こういう声に対してきちんと方策をとって、声が聞けるようにという努力はされたのでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

確かに地域住民の意見の中には、具体的な、ある程度の固まった案でないと意見も言えない

という御意見だったと思います。それを踏まえて、現時点まで具体的にどういう形で提示させて、意見をいただくということはやっておりませんが、基本設計ができた段階で、いわゆるたたき台として、具体的なものを提示することによって意見をいただくように、さらにはいろんな人から意見をいただくように努力はしたいというふうに、それは今後検討していきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

農協跡地の話なんですけれども、説明いただきました資料の中にも消防車庫の問題が位置づけられておりますけれども、今回、このことには全然触れていないんですが、どのような形になっていくのかということをお尋ねしたいんですけれど。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

消防車庫につきましては、これも行政懇談会で消防車庫の移設という話もしておりますので、当然、第1分団の消防車庫、現在、手狭でありますので、これを移設、持っていきたいと。消防車庫も併設した上での防災複合施設というふうに考えています。それを含めての詳細設計1,998万円ですので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

それでは、消防車庫の分も含めた設計ということでいいわけですね。今までで初めて今聞きましたもんで、消防車庫については、今まで説明が全然ありませんでしたので、皆さん、どうされるのかなあと疑問に思っておりましたので、ちょっとお聞きしました。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

この消防車庫の問題であります。要望書も消防団のほうから出ています。それに対応するという考えではおります。

ただ、行政の中でも意見が分かれていまして、今の防災機能を発揮できる施設の中に、同じ屋根の下に消防車庫を組み込むのか、単体でつくるのか。これは、今、我々のほうでも完全に統一した意見になっていません。そういう意味では、専門家にお伺いしながらどうしたら機能的になるのか。私は、経費としていけば併設というか、組み込んだほうが、トイレを共有するとか、いろいろなことができると思いますので、1つのほうがいいんじゃないのかなという考え方を持っておりますけれど、いや違うという考え方もありますので、ここはちょっと専門家に判断を委ねようかなという考えでおりますので、ある程度の規模の施設の中に組み込んだ形ということはイメージとしては持っております。専門化のアドバイスで別個のほうが良いということになれば、また消防団が別棟でということでおっしゃるなら、それはそれで考えていきたいというふうに思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

同じく今の、コミュニティーセンター・防災センターの件なんですけれども、これについては、以前から平常時は自分たちで鍵を持って管理をしてもらうというようなことをお伺いしておりますけれども、この件については、そのコミュニティーと、ほかにあと児童公園とか、そういうものもあるわけですが、維持管理についても一度確認をしたいと思います。これ、どのように管理をしていきますか。その公園も含めてです。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

まだ細かく詳細なことは決まっておられませんけれども、ただこれも行政懇談会でお話ししたように、最終的には地域住民の方で、児童公園も含めて管理していただきたいという話をしておりますので、設計を進めていく段階で地域住民、特に上之郷地区の方との打ち合わせを経た上で具体的な形にしていきたい。なるべく管理経費のかからない形にしていきたいというふうに思っております。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

先ほど、ふるさとふれあい振興基金について、非常に柔軟な取り崩し方法があるもんだというところをお聞かせいただいたんですが、同じページに消防グラウンド整備費2,600万円が計上されておりまして、こちらのほうは、さきの委託料1,998万円とほとんど同額の金額が町債で落とされておりまして、この町債には交付税措置というものがあるのか、あれば何%なのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

消防グラウンドの整備につきましては、起債を充当しております。いわゆる消防防災施設整備事業ということで予算書の34ページに載っておりますけれども、これにつきましては、対象事業費の75%の借入れ額をすることができます。なお、交付税算入があるということですので、おおむね元利償還金の30%が普通交付税に措置されるということでございます。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

再生可能エネルギー等導入工事ということで、これは予算書45ページに出てくるかと思っておりますが、26年度予算として2億1,390万5,000円ということで、太陽光発電、太陽電池、それから燃料電池等の導入ということで、5カ所のそれぞれの施設にこれらの設備を導入していくと、こういうものができておりますけれども、ちょっとお伺いしたいのは、中の公民館等も、いわゆる中央公民館ですがここも一つの拠点になると。もちろんここは避難所、避難拠点としても機能しておるわけでありましてけれども、あの建物自体、耐震構造を含めて、あの屋根にまた乗せるというようなことが、現状としてそのまま乗せられるかどうかという問題が実は背景にあるんじゃないかと思うんですが、どんなもんですか、これは。ほかの施設も含めてその辺の、この5カ所の拠点、それぞれ選定をされておりますけれども、これらの設備を新たにそこに付着し、そこに拠点化を図っていくということですが、それぞれの建物等について大丈夫なのか、その辺のところをちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

谷口議員、これは一応、総務委員会のほうへ付託はされますので、詳細については委員会のほうで答弁という格好でもよろしいでしょうか。それとも今。

12番（谷口鈴男君）

結構です。私、委員会の委員長でございますので、余り委員会のほうでは立場上、各委員の皆さん方のセンスに任せたいと思いますので、とりあえずそういう議論をして、ここでとりあえず質疑をしておかないと、委員会で取り上げていただけるかどうかわかりませんので、そういう意味で取り上げましたんで。

議長（加藤保郎君）

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

今の谷口議員の御質問にお答えします。

今回、平成25年度、環境省が募集しました、以前から御説明しておりますが、グリーンニューディール事業、基金事業でございますが、こちらにつきましては、東日本大震災、きょうがちょうど3周年ということですが、あと福島原発事故等を教訓にしまして、地域の防災拠点施設に再生可能エネルギーを導入して、避難所機能とか防災機能を強化するという目的で行われる事業であります。

御案内のとおり御嵩町としましては、5カ所の施設を防災拠点として整備する予定でございますが、今、御指摘の中公民館、それから向陽中学校、海洋センター、あとはさんさん広場、わいわい館という5施設ございますが、御指摘の中公民館等は施設もちょっと古いということで、私どもも非常に太陽光のパネルが乗るかどうかというのは危惧しておりましたが、いろいろ調査、業者等もいろんな方からお聞きして、耐震も含めていけるということでございましたので、現在はその方向で進めております。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

予算書44ページ、主要施策の8ページですけれども、景観修景補助金というもので、これは昨年度1,700万円と今年度は500万ということなんですけれども、これだけの減額になっている理由は何でしょうか。

議長（加藤保郎君）

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

景観修景についてでございますが、今年度、25年度におきましては、御指摘のとおり1,700万円の予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、まちづくり交付金事業

という交付金事業を活用しまして、御協力いただいた世帯には3分の2補助ということで今年度は進めてまいりました。

それで、この景観修景につきましては御嶽宿のエリアを限定させていただいておりますが、今年度は5件の実績がありました。それで3年間、一応要綱として補助をしていこうということで定めておまして、平成26年度、27年度におきましては2分の1補助、初年度は何かしらのインセンティブを持たせて修景業務を進めたいということで3分の2、26、27年につきましては、2分の1補助ということで運用してまいります。対象となる世帯数等も限られておりますので、26年度につきましては、大幅な予算減額をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

この件については、地元の合意形成というのはどの程度できているのでしょうか。地元の合意形成はもちろんされた上で実行されていると思うんですけども、これをことし、そして何年間にわたってやって、どこまでを目標としてやっていこうとするのか、その点のことも、この場でもなくても、また詳しいことは委員会でも結構ですが、そういったことをきちっと議論していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

委員会への要望ということなんですが、同じことで結構です。

33ページなんですけれども、各項目にその他、その他、その他、その他というのがここに集中してあるんで、このその他について、委員会のほうで中身については一度確認をしていただきたいと思っています。総務については、私、総務ですから、確認させていただきますが、民生のほうもそのようなことでお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

予算書41ページ、企画費の中の名鉄広見線活性化協議会負担金の中で、沿線住民の意識調査の予算が組まれていると思うんですが、これも広見線の存続に向けての調査である以上、やはり町内全体で行うべき調査ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

今の山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

名鉄広見線につきましては、御存じのとおり平成25年度から25、26、27と、第2次になりますけれども、3カ年の存続に向けての活性化計画を今継続中でありまして、27年度で終わる部分につきまして、平成26年のうちに大体の方向性を決めていきたいという意味合いから、沿線の住民の方のアンケートをとっていききたいと、民意はどこにあるんだというようなことをとっていききたいと思うんですけれども、何分、全地域を対象にするかどうかにつきましては、今後、協議の上、決めていきたいと思っております。実際に名鉄に乗られる方につきましては、いろんな立場の方の御意見があるとは思いますが、そのあたりも含めまして、今後、協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

利用回数が多い方だけの意見を聞いて、逆に利用しづらい方の意見は余り反映されないという認識でよろしいでしょうか。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

私の回答にまずいところがあったかもしれませんが、そういうことではございませんでして、やはり町民全ての方々の税金からこの補助金というのも入っておりますし、また可児市のほうからも補助をいただいておりますということもありまして、そのあたりも可児市さんと協議の上、どのような形でアンケートを実施していくかということにつきましても決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

今の、名鉄の問題と関連する質問で、アンケートの目的というのは、これは今後、存続についてどうするかということという認識でよろしいですか。ちょっとくどくて済みません。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

まさにそのとおりでございます。どのようにするかということですので、存続という道もございまして、また反対という道もあるんですけども、そのあたりを探っていきたいというようなことでございます。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

そのアンケートの結果の生かし方ですけども、一応住民の総意といいますか、今のところ存続ということで、住民の合意のもとに進んでいると思うんですが、その結果を持って名鉄のほうへ交渉に行っていたらいいのか。その結果、アンケートをしたそれをどのように使っていくのかという、そこまでのお考えはありますか。例えば、今懸念されている駐車場整備だとか、自転車の持ち込みとか、自動改札口をつけるとか、そういったことも考えてのアンケートなんですか。もしそれがわからなかったら、またこれも委員会の中で協議していただければ結構ですけども。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私、何度も言っていますように、名鉄については存続を前提にこれまでお金を出してきました。一番最初に申し上げたのは、時間稼ぎだけでお金は出さない、存続をするためにお金を出すんだと、この気持ちは今でも変わっていません。また、アンケートについても、今までも何回も何回もやったきたと思うんです。岡本議員も活性化協議会に参加されたこともあります。その場で利用しながら、議論もしました。名鉄に対してどういう数字が出てきたのかという報告をしております。それをベースに、活性化協議会もいろんな議論をしてきたということは実質ございますので、そういう生かし方をしていくアンケートだと、解釈を願いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

主要施策の概要の、2 ページの FM 番組制作・放送委託料で 246 万 3,000 円予算計上してありますが、まずこの予算計上の根拠、168 万 5,000 円の内訳と、サテライトスタジオの維持費に関しては 77 万 8,000 円を計上してありますが、これは御嵩ミーモスタジオの全予算について何% 補助するとか、どのような考え方で予算計上してありますか、お聞きします。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

ただいまの高山議員の御質問でございますけれども、まずこの主要施策の 2 ページの欄にございます 168 万 5,000 円につきましては、FM 放送の、けさも行っておりますけれども、火曜日の朝 8 時 20 分から 8 時 40 分までの「よってりゃあみたけ情報局」の委託放送費ということで、昨年までは 100 万円ということで、かなり FM ちらさんのほうに企業努力をこちらのほうから強いてきたという面もありますけれども、1 年やってみまして、その実績を検証した上で、こちらもどの程度かかるんだろうというようなことで協議の結果、前年までは 100 万ということだったんですけれども、ことしにつきましては、放送単価といたしまして、やはり 1,500 円ほど 1 分間にかかるということで、年 52 回というようなことを含めまして計上していきまして、168 万 5,000 円になったという次第でございます。

この下の、サテライトスタジオ維持費につきましては、今おっしゃられましたとおり、施設の維持ということなんですけれども、実際にはなかやさんのスタジオを今使っておりますけれども、その借り上げ料の部分でということで、ほかにも美濃加茂市のほうで、昨年、緊急雇用で御嵩と同様に行ってきたわけなんです、そこも今後維持されるようなこともありまして、そこの調整もいたしまして、あと残りにつきましては、多大な金額がまたサテライトスタジオ維持するにつきましてはかかるんですけれども、そこも FM ちらさんのほうに何とか維持していただきたいということで、企業努力で頑張っていたきたいというようなことで、町としましては、この 77 万 8,000 円をお出しするということで協議が調っておりますので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12 番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

放課後児童クラブの運営事業についてちょっとお聞きしたいと思います。この放課後児童クラブの充実については、国のほうも、県のほうも重要な施策として最近強化をしていただいておりますという方向での事業でありますけれども、御嵩町の放課後児童クラブの指導者の確保が非常に難しい、なかなか人が集まらないというような話を実は聞いております。

それと、待遇が近隣と比較してよくないという部分もあわせて聞いておりますが、当初は、教員免許保有者であるとか、いろんな制限をつけておったんですが、最近は制限をつけると人が全く寄らないということでその基準も撤廃してある。これ、実態はどういう状況になっておるかということをお聞きしたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

学校教育課長 藤木伸治君。

学校教育課長（藤木伸治君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

現在、放課後児童クラブの指導者、御嵩小学校が2クラスで10名、伏見小学校が1クラスで5名といったところで現在運営をされているわけですが、今年度も3人の方が家庭の事情等によっておやめになられまして、3名募集をかけておりますが、今のところ2名が欠員といったところで、再雇用の募集をかけております。

谷口議員がおっしゃるように、なかなか募集をかけても応募される方が少ないというのは事実でございます。そんな中で、以前は教員免許等、免許の所持というのがありましたが、今現在は、あくまでも教育の場ではありませんので、そういったものは配慮をしながら、なくてもできますよといったところで募集をかけております。

また、待遇につきましては、そういったことはないかと私どもは認識しているんですが、そういった声が多くなれば、またそれはそれで十分検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

予算書の77ページ、主要施策の26ページにみたけの森の施設整備事業が上がっております。これは、住民からの早く直してほしいという意見があるのでありがたいと思うんですけれども、これについて2点ほどちょっとお伺いをします。

まず、この事業はことしだけで全部木道を撤去して、新しく改修できるのか、単年度のもの

かということと、それからその事業を行うのにアドバイザーさんなどの意見が反映されるようになってきているのかという、この2点について教えてください。

議長（加藤保郎君）

農林課長 田中宣行君。

農林課長（田中宣行君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

事業については、延長で100メートル超あるかと思います。今年度、40メートルということで単年度というふうではございません。継続して行ってきたいと、こういうふうに思っております。

アドバイザー等の意見につきましては、当然、反映させていきたい、意見をお聞きしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

保育園のことでお尋ねします。

本年度は、待機児童になってしまったとあって、こんな、こんなと言っちゃあ失礼、都会ではよく聞く話ですけど、御嵩でも待機児童ができるんやねという町民の方のお話を伺いまして、職場復帰をしたいんだけどもということ、先生が足りないというんですかね、小さい子供ですので、先生が足りなくて半年間休業を延ばしてということ、この4月からは入れるというような状態ですということ、半年間、おうちで子供さんの面倒を見られたんですけど、職場でも復帰するということを進めてみえたと思うんですけど、そういう関連もありまして、急に保育園に入れられないという状態があったということですが、ことしはそういうことがないような、待機の方がないような振り分けといいますか、子供さんたちの親御さんをお願いして、各所で待機はないというようなこともちょっと伺いましたけれども、年度が始まってから途中で入りたい方を受け入れるのは、子供が生まれた時点である程度は予測がつくわけですよ、この方は職場復帰をいつしたいということも事前にわかることなので、そういったことも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

大沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私ども、保育園では基本方針といたしまして、待機児童を出さないということで今まで運用してまいりました。

そんな中で、先ほど放課後児童クラブの件でもございましたけれども、保育士の確保がなかなか難しい面もございました。そんな中で、残念なことに半年間、乳幼児の方でお待ちいただくというような場面ができてしまいましたけれども、基本的には保育士の数はできる限り確保させていただき、予算上も対応できるようにしておりますし、出産、その後、職場復帰という流れの中で数カ月前から事前に御申請いただきまして、その状況で何カ月後には確実に御入園いただけます、あるいは御希望の保育園、町内に私立も含めて4つの保育園がございますけれども、それぞれの保育園の状況にも合わせて保護者の行きたい保育園というのもございますけれども、受け入れ先がスムーズに行くように、町内の保育園、全て同じような形での運用をしておりますので、そういったことを御紹介しながら、できるだけ事前に御申請をいただき、状況を確認し、待機児童にならないように対応する、職員もきちっとそろえるという方針で動いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

主要施策のほうで言いますと、8ページですが、みたけのええもん事業ですけど、昨年度に比べて予算額が2倍ほどになっておりますが、これは現在、例えばみたけの華ずしで言いますと、毎日買えるものではないですよ、せっかく宣伝をしていますが。クッキーなどは毎日買えるんですが、今買ってみると、ええもんのシールが張っていません。こういうところも含めて、PRとか販売ということも含めての予算でしょうか。この中身について少し伺わせてください。

議長（加藤保郎君）

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

みたけのええもん事業につきましては、24年度から始めまして、現在7品目の認定をさせていただいております。

それで、今回の予算におきましては増額ということでお願いをしておりますが、これは主にPRのために、名古屋であるとか、いろんな都市部のほうへもどんどん積極的に行こうという

ようなことで、旅費等の計上もさせていただいております。

あと、シール等の件につきましても、今、御指摘いただきましたが、認定品についてはシール等を張って見たけのええもんをPRしておりますが、シールを配付させていただいておるところ、それからそれぞれのお店さんで印刷に刷り込んでやっておられるところということで、うちのほうはデータをお渡しして、極力、商品に刷り込んでいただくような格好もお願いしておりますが、そういった対応ができないところについては、シールをお配りさせていただいております。これにつきましては、来年度も継続してやってまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

予算書35ページ、歳入のほうですが、町債で臨時財政対策債、昨年度4億円で、ことしは3億6,000万円という計上がなされておりますが、これ、いわゆる赤字町債と、町債は赤字町債を出さないがためにこういうものができたと思っておりますが、交付税措置は100%なされるもので、交付税措置というと、打ち出の小づちみたいにぽんぽんおりてくるもんだというような説明をいただきますけれども、地方交付税特会、こちらのほうは借金がたまって、その借金は国と地方が折半することになっておりまして、国のほうは、時々承継措置で国の一般会計に入れて、国側が国債を発行して、チャラにしていくということをしてはいますが、地方のほうは積み積みもって、今や40兆円に達するんじゃないかというぐらいになっていると。それがために、平成47年までにその借金を返済するという計画ができておりますから、こういったものもできるだけ自主財源で賄えるようにしていただきたいと思っておりますが、その辺のところを、財政担当としてどう考えてみえるのか、お聞かせください。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは質問にお答えさせていただきます。

まず臨時財政対策債につきましては、本来は交付税で措置すべきものを、国の財政事情により地方が借金をする。後日、その元利償還金については交付税を通じて国が面倒を見るという仕組みでございます。

来年度、26年度の地方財政計画を見ておりますと、いわゆる景気が上向いてきているという

ことで、所得税・法人税が軒並み増額するということですのでその分交付税も減ってきておられますし、それに連動する形で、地方債計画上における臨時財政対策債の総額も減ってきておるそういう状況で、26年度の御嵩町の当初予算では3億6,000万ということで計上しておるわけでございます。

なお、交付税措置といえども借金は借金ですので、そこら辺を踏まえながら、なるべく借らない方向では財政担当としては考えておりますけれども、先ほどの基金充当の話でもないんですけれども、いろんな財政事情を充足するためには、ある程度の借金はやむを得ないというふうに考えておりますし、なければいろんな基金を屈して取り崩しも行うという状況ですので、基本線としてはなるべく借金はしないというふうにはしておりますけれども、ここ最近ではそれはなかなか難しいという状況でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

予算書88ページ、主要施策のほうは5ページで、消防グラウンド整備なんですけれども、これは、以前の説明では、団員さんたちもみんなで手づくりでといいますか、必要な資材や重機などは提供し、地域の方の協力も得てやるというお話を伺っていたように思いますが、これはどういうやり方でやるのかということ、もう少し詳しく教えてください。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは消防グラウンドの整備について、お答えさせていただきます。

岡本議員が言われるように、消防団員の一部の方からは自分たちが重機をもって整備をするということも聞いておりますけれども、消防グラウンドを見てもみると、かなり北部にわたって荒れております。そういった中、やはり素人といいますか、ふなれな重機でもって整備したとしても、まずは整地がしっかりできないということもありますし、なおかつコースを広げれば、当然夜間の訓練になりますので、照明施設が必要になってきます。そういったことも踏まえて消防団の本部役員会にも話をしておりますけれども、いわゆる専門業者、工事業者でもって造成をし、照明灯を1基造成するという工事発注の形で整備をしたいというふうに話をしております。そのための予算計上でありますので、御理解をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

予算書の40ページ、主要施策3ページの第5次総合計画で、これ、業務委託で280万となっておりますが、住民アンケート、ワークショップ結構だと思いますが、これに加えて、今、若い人たちの意見を聞くのにワールドカフェという手法がよくとられていて、これを市町村が主体となってやっておられるところもありますので、そういったこともちょっと研究していただいて、ぜひいろんな層の方たちの意見が反映されるようなやり方をしていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

今のは要望ということで承ります。

10番（岡本隆子君）

はい。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

主要施策の9ページ、先ほど聞けばよかったですけど、太陽光発電システムの補助事業で、今回、前々から私も思っておりましたが、事業者用で5件、補助してもらえると50万。この内訳はわかりますが、一般家庭の補助、5キロで10万円、また事業者も5キロで10万円と最高額がなっておりますが、事業者用の補助の上限をどのような議論になって、一般家庭と同じようなスタイルで上限を決められたか、ちょっとお聞きしたいです。事業者に、工場の上なんかに太陽光をつけるときに多少多くなってもいいような気もしますが、どのような議論で一般家庭と同じになったか、お聞きしたいです。

議長（加藤保郎君）

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

高山議員の御質問にお答えします。

25年度、本年度までは一般家庭のみの補助金ということで1件当たり10万円を上限、キロにして5キロということで、1キロワット当たり2万円という補助で対応をさせていただいております。

これにつきましては、当然、一般家庭ですので自己消費をしていただくというのが大前提でございまして、10キロ未満につきましては、自己消費プラス余剰分については買い取りがあると。あと10キロを超えますと、ほとんど売電というようなことでございまして、自己消費をしていただいて、CO₂の削減等を目指していただくというような目的もあります。

事業所につきましては、一般家庭と事業所と併設しておるような場合もありますが、おおむね2分の1以内という条件で併設したところについては一般家庭とみなすと。それ以上の事業所面積を広げれば事業所というような扱いをさせていただいておりまして、26年度については事業所、大きな企業等は想定しておりませんが、自己消費していただく電力が10キロという規定がございますので、そちらを基準にして一般家庭と同様にしております。よろしくお祈りします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第2号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、議案第2号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員会委員長に報告をしていただきますようお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

次に、議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

国民健康保険の特別会計、一般会計の繰入金が1億2,276万8,000円ということで計上してあ

るんですが、この国保会計の全体予算を組むときに、保険料の収納率はどのぐらいを基準にして算定をされておるかということと、それからおおよその医療費から給付費から全て計算した中で、このぐらい足らんだろうということと一般会計からの繰り出しを持ってきておるのか。一般会計からの繰り出しというのは規定があつて、これだけのものは毎年要りますよと。これは年々ふえておりますけれども、その辺の基準というのをちょっと教えていただきたいと思うんですが。通常、我々が理解しておるのは、この保険制度を維持していくためには相当の費用がかかると。それで、当然、保険料だけでは賄えないんで、そのために国や県や町からの補助金と繰り入れをもって精算をしていくという建前として理解しておるんですが、その辺のところをちょっと教えていただければありがたいと思うんですが。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず予算を組むときの収納率でございますが、通常100%という数字が出れば一番いいんでしょうけど、なかなか現実的にはその数字が出ませんので、92%をめどにまずやらせていただいております。

一般会計からの繰入金等々の話でございますが、まずは法定で定まっておるものもございまして、そういったもの以外に、一般会計からの特別支援繰入金なるものも入れさせていただいております。平成26年度におきましては、3,000万ということで法定外ということでございまして、その分を見込ませていただいて、やらせていただいておりますということなんです。

それから予算を組む中で、26年度につきましても、大変厳しい歳出に対しまして歳入の確保がなかなか難しいという状況もございまして、先ほど言いました特別支援繰入金3,000万のほかに国民健康保険の基金からの繰入金ということで、こちらについても7,000万円を繰り入れさせていただいて、予算計上させていただいておりますという状況でございます。

状況的としてはなかなか厳しい状況が続いておりますので、そういったようなことで予算編成をしておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

そうしますと、一般会計繰入金の金額の中の、これは特別支援金3,000万も1億2,200万の中

に含まれておる、これ別々でということですか。それも含めてこの中に入っておるという理解で、3,000万以外については、法定で定められた基準に基づいて算出しておると、こういう理解をしておいてよろしゅうございますか。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

お答えいたします。

3,000万も含めて1億2,200万の中に入っておるということでございます。それから、特別支援につきましては法定外でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

次に、議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

次に、議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

確認でございますが、歳出の地域支援事業費ということで4,254万3,000円が本年度予算として計上されておりますけれども、今年度、26年度から包括支援センターというのを1つ独立させて、3名で運営するという話を聞いておりますけれども、その費用というのは全てこの中に含まれておるかどうか、これだけ確認ですが。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

お答えさせていただきます。

包括支援事業につきましては、今年度からというお話でございましたが、後で出てきますが条例を制定させていただいております。条例については、今回の条例ということで制定をさせていただいておりますが、包括支援センターにつきましては以前からあったものでございまして、予算的には地域支援事業費の中の包括支援事業費の中に含まれておることですので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

介護保険のほうで、本年度も昨年度も電気自動車の購入という欄がありますけれども、そのところの係る経費のところ、自動車購入に係るものということで自動車取得税などと書いてありますが、電気自動車というのは自動車取得税は要るんですか。免税じゃないかなと思うんですけど、違いますでしょうか。

議長（加藤保郎君）

暫時休憩します。

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

9番 大沢まり子さんの答弁として、保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

大変申しわけございませんでした。

先ほどの大沢議員の質問でございますが、自動車取得税等、自動車購入に係るものということで金額がのっておるわけでございますが、大沢議員おっしゃられるとおりでございますが、自動車取得税のほうはかかりませんので、非課税でございますので、ここの部分については保険料、それから自賠責保険、それから登録の代行手数料、自動車購入に係る経費がのっておるということでございますので、よろしく願いをいたします。

なお、このページにつきましては、自動車取得税等という言い方で書かせていただいておりますので、誤りでございますので、後日、書面を訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。どうも済みませんでした。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第5号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

次に、議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

次に、議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第7号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

これは、目的が実績と能力を給料に適正に反映させ、職員のモチベーションを上げるというふうに説明を受けたんですけども、これ、全体で将来的にこの給与というのはふえる方向に行くのか、全体として減る方向に行くのか、どういうことでしょうか。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

長期的に見れば、給料というものは、今の報道でもありますように、民間企業でベースアップということが叫ばれておりますけれども、そういった面を受けた人事院勧告を受けて公務員の給料は決定されるわけなので、長期的に見れば、給料というのは順番にはふえていくことになろうかと思えます。

今回、6級制から7級制の移行に関しましては、資料のほうにもございますけれども、全体的には若干ふえる部分がございます。資料つづりの5ページの一番下のところでございますけれども、5番目にございますが、7級制を実施することによりまして140万円ほど増加が見込まれるわけなんですけれども、今回、平成26年度に限りましては期末勤勉手当、3カ年にわたって順番に減らさせていただくわけなんです、そういったところを加味いたしますと、若干の伸びでいくというようなことになろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第14号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

この条例なんです、1条から3条までの条例なんです、2条がほとんど内容の全てを占めているというふうに解釈できますが、2条に17項ありますが、そのうち9、10、16項以外は全て「町長は」という主語になっておりますけれども、読んでみますと、何か町長の権限が非常に重視されている条例だと思います。ここで、組合のほうとしっかりと話し合って合意形成を得ていただきたいと思います、その進捗をちょっと教えていただけませんか。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

ただいまの伊崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、この条例を制定することは、委員会等でも説明させていただきましたが、御嵩町、町が主導権を握らせていただくという形で、今後どのような形で定年前の退職者の管理をしていくかというようなところを今後図っていくと、そういったところが趣旨でございまして、今回、この提案をさせていただく前に、組合のほうにつきましては、1月16日に役員のみですけれども、今後こういう条例を上程しますよということで御説明をさせていただいております。

その後、1月23日に代議員の方を集めまして、全体の意見を教えていただけないかというようなこともさせていただきました。そうしましたところ、2月13日付で組合のほうから要求が参りまして、急に言われてもというような意味合いでございまして。そういったことで、今後も今までの勸奨制度を継続していただけないかというような御意見でございました。

しかしながら、これは全国的にといいますか、国の制度が変わりまして、うちのほうでも退職者に加算金の手当てを依頼しております岐阜県の市町村退職者組合のほうですけれども、そういったところも制度改正をしてくれまして、御嵩町が独自でこれを行っていくということは無理があるということで、実情は、今後もそういった計画を必要であれば御嵩町が実際に募集をかけて行っていくということで、御理解を得ておるようなことでございまして、全くの同意というわけではございませんが、今後、こちらの執行部側も定年前に退職される方の意向を探りながら運営を図っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第15号につきましては、総務建設産業常任

委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第16号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第16号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第17号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

これ説明を受けましたときに、改正することによって廃棄物の量は実質的に減ると。したがって、ごみ袋を値上げしたとしても住民負担は減るであろうという期待値で述べていただきましたが、これはしっかりと統計をとっていただきたいと思いますが、そういう計画はあるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会で審議することになっておりますので、伊崎公介議員、きょう住民環境課長から答弁はいただきますが、もう一度、委員会のほうでもしっかりやっていただきますようにお願いします。

住民環境課長 小木曾昌文君。

住民環境課長（小木曾昌文君）

伊崎議員の質問にお答えします。

統計はしっかりとってくれというお話でございます。今までも団体さん、あるいはモデル地域の自治会さん、あるいはごみのピックアップをしまして、その中におけるプラスチック容器包装の容積の調査等やってまいりまして、御案内させていただきましたとおり4割以上をこれが占めるという中で、今回プラスチック容器包装のリサイクルを導入するという経緯になってございます。

今後、計画はあるかという御質問ですが、それについては直接的な調査はやらない予定です。ただ、今現在でもモデル自治会でもやっております関係上、あるいは今後、実質導入していく中で状況も見ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

5月10日から、プラスチック製容器包装の分別収集が始まるわけですが、料金改正による中袋の販売というのは10月1日以降ということで、その間、実際、分別した成果を得るための施策が沿えないのではないかと思うことと、10月1日までは、料金改正を行う猶予期間があるということは、現在使われておる袋の在庫が十分というか、余っているからなのかなという懸念があるんですが、いかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

住民環境課長 小木曾昌文君。

住民環境課長（小木曾昌文君）

今の質問にお答えします。

5月10日からは分別収集用の袋を販売しまして、6月1日からプラスチック製容器包装の分別収集を開始するというところでございます。10月1日からは、ごみ袋を値上げさせていただく中で、中袋で導入させていただくというところでございます。

その間、実質、袋が減った分、中袋が要るのではないかという御質問かと思いますが、どのくらい減るのかということで、皆様にも実感していただきたいという期間で設けさせていただく中で、当然、その間は通常の分別収集も行っていく中で、皆様には実際にプラスチック製容器包装はどのくらいあるのかということを実感していただきたく猶予期間を設けたのでありまして、袋が余っているからということではありませんので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この資源物分別収集事業、特に今取り上げられておりますプラスチック製容器包装の分別ということで、これ収集費だけでも約700万ぐらいかかりますし、それを収集して、あと委託するのにどのくらいの費用がかかるかわかりませんが、相当の労力と費用がかかってくるということが予想されます。

そんな中で、今までの可燃ごみの中で全体の4割を占めるという説明を受けておったんですが、この状態を履行していきますと、実際に4割くらい可燃ごみが減るのかどうなのか。その辺の予測と、全体的に、ごみの処理に係る費用というのは、トータルとしてごみ袋を値上げしないといけないのかどうなのか。

今、それぞれの地域で実は説明会をやっていただきました。相当な方が説明を受けておみえ

になると思うんですが、一番不満なのは、ごみ袋の料金が一気にそれだけ値上げされると。現在でも可児市と比較して高いと、それをさらに値上げするというのは何事だと。確かに行政側の説明のように、啓蒙することによってごみの量を減らすと、それも1つの大きな要因であるという説明はされております。値上げについての要因としてはそういう説明をされておりますけれども、そんなことは、住民にとっては要らんことだと、値上げの要因にはならんと、そういう声をかなり聞いておりますが、その辺のところをどう考えておられるのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

住民環境課長 小木曾昌文君。

住民環境課長（小木曾昌文君）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、4割、実際あるのかどうかという御質問でございますが、今までいろんな団体の方々、モデル自治会の方々に御協力をいただきながら、当然、4割あるのかないのかということを見なきゃいけない部分がありますが、中には当然8割減ったという方もお見えですし、9割も減ったという方も見えます。逆に、余り減らなかったという方も見えます。トータルして4割ということをお願いしている状況でございます。ですから、生活スタイルによって出てくるものが違うかと思いますが、トータル的に見て4割ということで御案内していく中で、基本的にはやっていただければ、ごみは減る中でごみの袋の使用回数も減る、容積も減るということをご想定しているものでございます。

もう1つは、ごみ処理費用のトータルはどうかというお話をいただきました。処理単価ということで、26年度の予算上は24年度の可燃ごみの排出量から算出しまして、可燃ごみはキロ当たり69円、これはささゆりの負担金、あるいはごみ収集運搬費、あるいはごみ袋の作成費等々をトータルして排出量で算出したものでございますが、69円かかっている状況です。

一方、分別収集でプラスチック製容器包装を導入した後の想定をしますと、分別単価がキロ当たり45円ぐらいになるんじゃないかという想定をしております。経済的な費用ということもございしますが、まず廃棄物処理及び清掃に関する法律では、市町村の処理等では一般廃棄物を収集し、運搬し及び処分、再生しなければならないとしております。もう1つ、今回、導入します位置づけの法的なものですが、容器包装リサイクル法では、市町村の役割は容器包装廃棄物の分別収集を行い、地域の容器包装廃棄物を分別する責務を負っているというふうに規定をしております。その上で、国民、いわゆる町民の方々には、廃掃法上では国民の責務ということで、国民は廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべくみずから処理すること等により、廃棄物の減量、

その他、その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと規定しております。さらに、容器包装リサイクル法では、分別収集に協力していただくことということになっております。

そういった中で、今までいろんな施策を打ってまいりました。平成15年に、最初に16分別収集を導入した際、資源瓶、資源缶の1袋50円というものを廃止しまして、今の状態で、無料で分別収集を始めてきております。その中で、皆様にもお配りしておりますごみ排出量の状況の中で、一度は平成16年度に下がっておりますが、順次、平成17年、18年度と増加傾向に転じております。

この平成18年のときに、廃棄物減量審議会で一度値上げについても議論をなされております。ただ、もう一度、ほかにも施策はあるのではないかとというようなことで廃プラスチック、あるいは古着という分別収集を導入して、さらに翌年にはリサイクルステーションということで、あゆみ館だとか生活学校の御協力をいただいてふやす機会を設けてきたというような中で、平成20年度には一番下がったということでございます。

廃棄物の減量についてはあらゆる手を考えながら、あの手この手でやっていく必要があるのではないかとこのように考えております。

その中で、今回、プラスチック製容器包装を導入することによりまして、大きく可燃ごみが減るという位置づけの中で、プラスチック製容器包装だけではなくて、現状としまして、可燃ごみの中に、あるいは不燃ごみ袋の中に分別収集で、皆さん、本当に多大な御協力をいただいているものがかなり入っているということを鑑みまして、あわせてごみ袋の値上げをさせていただくことによってその辺も意識を持っていただきたいと。ただし、値上げについては、やっていただければ経済的な負担をかけないという前提で設定をさせていただいたというような経緯もございますので、何とぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

各地元へ行かれて、説明会をされたということでもあります。私も南山台の自治会で説明会があるということで出席をしましたが、ただ私どもの自治会は330軒ほどありますが、出席しているのは1割に満たないという現状なんです。これは非常に残念なんです、そこで丁寧な説明をしていただきたいというふうに思っています。

今、課長が答弁されましたように、経済的に負担が軽くなりますよということをおっしゃ

たけれども、それを実施して、きちっとした対応をするためには、丁寧な説明をして、地元の方により理解をしていただくということが大変大事だと思いますので、全自治会に説明会をされたというふうには担当から伺っていますけれども、いろんな問題が起きたときには一步踏み込んで、さらに説明をしていただくというようなこと。前回、自治会の総会的时候には、私、この件、少し話をしておきましたけれども、ぜひそういう方向で、これをやっていただければごみが減って負担も軽くなりますよというようなことを、丁寧な説明をこれからもぜひやっていただきたいということを切に要望しておきます。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第20号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第20号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第21号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

今回はいじめ防止条例ではなく、子どもの笑顔づくり条例ということで、御嵩町はつくっていただいておりますけれども、子どもの笑顔づくりといいますと、今回、子供同士のいじめというのが基本になっていると思うんですが、大人からのいじめといいますか、要は虐待、このことも子供の笑顔にはすごく影響のあることだと思います。

今回の条例にはこういうことはうたっていないんですけれども、本当に御嵩町が目指す子供の笑顔づくりということになれば、そういったことも含め、また子供同士のことではなくて、大人もいじめをしないことが大事だと思います。そういった姿を見て子供というのは、悪いことでありますが、そういうことを学んだりもしますし、家庭の中でのいじめが虐待だと思いますので、そういった意味でいじめをなくすとなれば、また子供の笑顔をつくるとなれば、そういったことも加味されるべきではないかなと感じますが、いかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

今、総務部長と言われましたけど、兼務で、教育参事ということで。

昨年ちょっとお話ししたかと思うんですけれども、私が兼務で行くときに、町長のほうからいじめ問題と、それからモンスターペアレントとか、いろんなタイプですとか、いろんなことも加味して、今、子供の問題を協議するというので、最初は条例という話ではなかったんですけれども、その中で人権問題とか、先ほど言いましたように児童の虐待とか、そういうことも含めて検討意見をつくりました。そのときは広く風呂敷を広げて、いろんな協議をして、条例ということではなくて、実質的な未然防止ができるような制度ということで話し合ってきたわけなんですけれども、昨年6月に、国のほうはいじめ防止の法律ができまして、その中でいじめの定義がきちっと決まってきました。

それと、昨年、共和中学校のほうでは可児市の子供さん、それから御嵩町の子供が同じ学校に通うということで、統一したいじめ等の問題に関する制度をつくりたいということの中で、最終的には国、それから可児市と内容をほぼ同じくするいじめ防止条例ということを考えてき

たわけですけれども、その中で、御嵩町は一步、いじめになってからの対応だけではなくて笑顔をつくるという、笑顔を曇らせる大きな原因がいじめだという、そこに着目をしまして、笑顔づくり条例と。

内容は、ほぼいじめ防止の内容になっておるわけですが、そういうような経過で来まして、最初は大沢議員がおっしゃったように人権とか、いろんな問題があったんですけども、条例をつくるということの中で趣旨がぼけてしまうので、いじめを防止するための笑顔づくりという形で、そこに特化した条例というふうになってきました。

今後、今おっしゃったように、人権問題とか、そういった問題はまだ残っておりますので、条例をつくって終わりではなくて、今後やっぱり広い観点から子供の問題を防止するという視点で今後も検討を続けていくということでもあります。ただ、今はこの笑顔づくり、内容はいじめ防止に関する形の中で、国、可児市との連携を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

今、全国的にいじめの問題が非常に言われている中での条例だと思います。

第2条の定義を見ましても、大変難しいなという感じがしています。その中で第7条、子供の役割というところがありますが、子供の役割として、いじめのない笑顔いっぱいの生活に努めるということになっていますね。こういうことが条例としてなじむのかなという感じを私、単純に受けるんですが、生活に努めるという、その辺は私の見解が間違いなのか、ちょっとおかしいのか、担当部長、その辺、ちょっと思いを説明してください。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

役割と書いてありまして、たたき台をつくるときに、ほかは全部責務規定なんですよね。子供の責務というのも考えたわけですが、やはり子供は自分たちの問題として考えてもらって、責務ということではなくて、子供たちも自分たちの自覚の中で、ここに書いてありますように相談だとか、いじめのことも当事者意識を持って取り組んでもらうということの中で、責務はちょっと強過ぎるなということで、役割という表題をつけさせていただきました。

この役割ということの中で、今後は学校で第7条における4項までの自分たちの友達への対

応とか、学校での対応とか、そういったことを自覚していただくように、子供の役割に関しましては学校で教えていただきたいと、そういう思いでたたき台をつくったわけでありませう。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

今、部長から答弁いただきましたけれども、なかなかこれ難しい問題やと思いますよ。なぜかという、いじめた者といじめられた者というのは捉え方が全然違うんですね。いじめられた者は、ちょっとしたことでも、ああ俺はいじめられたというふうなことだし、いじめたほうはこんなものふざけだよというようなことがあるんで、その辺のところをきちっと周知徹底するとか、なかなかなじまない条例やと思いますけれども、思いとすると、こういうことで子供さんたちが傷つくことのないようなこと、あるいはいじめのために学校へ行かないとか、萎縮して、うちにとどまっているなんていうことのないようにということやと思うんで、その辺はこの精神を皆さんで共有して、要は子供さんたちが伸び伸びと学校生活、あるいは家庭生活、地域生活ができるような方向ということがこれの大きな趣旨やと思いますんで、そういうことでこの運用をぜひ考えていただきたいと思います。

明文化したからよろしいよということやなくて、これを実際の現場で生かすようなことを、ぜひ地域とか、くどいようですが学校の先生方、あるいは子供さんたちを交えた中でやっていただきたいと思っています。幸い私が見ている限り、今のところみんな元気でやっているんでありがたいなあと考えていますけれども、影でどういうことがあるかまだわかりませんから、ぜひこのことを肝に銘じて、御嵩の子はいいねというような子供になっていただくような運営をぜひお願いしたいと思います。

以上、要望ですから答弁は結構です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは基本的には啓蒙規定に近い条例であります。条例そのものの内容等については全く異論はございません。

ただ、問題はこれを実際に施行していくときの施行規則であります。本来は、条例化することであれば、条例に基づいた規則制定というのが本来の形であります。第20条、委

任のところ、教育委員会の規則で定めますということで、施行規則を教育委員会の規則に、これ、そういう形をとってありますが、これ何か特に意味があるんですか。例えば可児市のいじめ条例等、母子条例等を見ましても、その条例の施行規則というものをきちっと定めて対応しておるのが現状でありますし、通例、条例を制定する場合には、規則だけ委任をして、ある部署に規則の制定を委任するという形態というのは極めてまれだと思うんですが、この辺、何か意図があるんですか。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

可児市のいじめ防止条例は人づくり課、市長部局が事務局ということで、規則も可児市の規則でやっていらっしゃると思いますけど、御嵩町の場合には、これはやっぱり教育委員会が教育長のもとですぐ対応ができる体制ということでありまして、条例そのものは、通常、教育委員会がつくと教育委員会規則となりまして、教育委員会で所掌事務のあるものを条例ということは本来おかしいわけなんですけれども、いろいろ調べてみたら、教育委員会が所管するものも条例で定めることができるということがわかりまして、その場合には、教育委員会事務局から町長部局のほうに条例で制定をしてほしいという形をとればできるということで、御嵩町の場合には、町長部局の条例という形で笑顔づくり条例というふうになりました。

ただ、具体的な未然防止委員会とか、いろんな規則委任をしなければいけないものは、実際事務局となっていく、教育委員会の中で行う話になってきますので、そのような具体的な規則の部分については町の規則ではなくて、教育委員会規則で定めていきたいというふうにございます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実は、この条例というのは2本立てになっておると思うんです、内容的に。

1つは、いわゆるいじめ未然防止委員会という教育委員会所轄の委員会を中心として、まず防止対策をとっていく、それから現場対応をしていくと。それと同時に、問題が拡大した場合に、いじめ等調査委員会という行政が絡む部分が出てくるんですね。これ、両股にかけておるからむしろ教育委員会にぶつけずに、この条例のもとに規則をきちっと制定をして、お互いに協力し合って、この条例の趣旨を徹底させるというのが本来必要だと思うんですね。

だから、規則制定権も委任という形をとらずに、こそくな手段をとらずに条例に基づいて規

則を制定するという形をとっておいて、実質運営や運用については当然教育委員会が中心的な働きをしてもらうというのは当たり前のことだと思いますので、その辺のところを、部長、いろいろ説明をしていただきましたけれども、この条例の本来のスタイルからいうと、そのほうが自然じゃないかと、そういうふうに考えております。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

18条なんですけど、表彰規程というのがあるんですけど、学校単位で表彰を行うということになっていますが、これは誰が決定されるんですか。

議長（加藤保郎君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

教育委員会の表彰規程がございまして、表彰規程の委員で学校を表彰していきたいと考えております。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

教育長とちょっと見解が違っていますので、申しわけないと思いますが、主語のところ「町」となっております。基本的には、当然教育委員会のほうから推薦をされて、町長が認めるときに町から表彰をします。教育長名とか教育会名で表彰をすることではございませんので、規定どおりお任せをしていくということにはなりますけれども、推薦をされたら、町として町長が判断していくということになると思いますので、その点を訂正させていただきます。

議長（加藤保郎君）

これで議案第23号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第23号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本日付託しました案件を、13日に民生文教常任委員会、14日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきまして、協議をお願いします。

この後、11時30分から議会運営委員会を第2委員会室で開催しますので、議員の皆様、関係職員の皆様方の参集をお願いします。

次の本会議は、3月19日午前9時より開会する予定ですので、よろしくをお願いします。

これにて散会します。御苦労さまでした。

午前11時12分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員